

# 令和5年和光市農業委員会5月総会会議録

和光市農業委員会

## 令和５年和光市農業委員会５月総会日程

令和５年５月２５日（木曜日）午前１０時００分開会

日程第１ 開 会

日程第２ 開 議

日程第３ 議事録署名委員の指名 ８番 山崎とよ子委員 ９番 田中 明委員

日程第４ 提出議案 議案第１０号 農地法第３条許可申請について

議案第１１号 農地法第３条許可申請について

議案第１２号 農地法第３条許可申請について

議案第１３号 農地法第５条許可申請について

議案第１４号 農用地利用集積計画の決定について

日程第５ 協議事項 ①令和５年和光市農業委員会６月総会の日程について

②その他

日程第６ 諸報告 ①会長専決について

②農業委員会の活動報告について

③その他

日程第７ 閉 会 午前１１時１０分

出席委員（１１名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| １番  | 石田秀樹君 | ２番  | 北嶋美栄子君 |
| ３番  | 浪間兼三君 | ４番  | 櫻井茂雄君  |
| ５番  | 井口恒君  | ６番  | 鳥井俊之君  |
| ７番  | 藤田雅彦君 | ８番  | 山崎とよ子君 |
| ９番  | 田中明君  | １０番 | 新坂篤司君  |
| １１番 | 加藤政利君 |     |        |

---

欠席委員（０名）

---

開会 午前10時00分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） 委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年和光市農業委員会5月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○石田会長 皆様、おはようございます。

このメンバーでの総会も残るところ2回となりました。あと少しですが、頑張ってまいりましょう。

本日もスムーズな議事運営に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会5月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○石田議長 初めに、議事録署名委員ですが、8番、山崎委員、9番、田中委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎提出議案

議案第10号 農地法第3条許可申請について

○石田議長 それでは、議案に移ります。

議案第10号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第10号 農地法第3条許可申請につきまして、議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉三丁目\*\*番\*号、Aさん。譲渡人、和光市新倉三丁目\*\*番\*号、Bさん。

譲受人の経営状況、畑が1万3,613平方メートル。譲渡しをする土地が新倉三丁目\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番。登記簿地目はいずれも田、現況地目がいずれも畑になります。面積は順番

に538平方メートル、571平方メートル、604平方メートルで合計1,713平方メートルになります。

目的は、将来の農家相続を踏まえ、生前贈与することで譲渡人、譲受人、双方の間で合意に達したためとなっております。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっておりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農家のBさんの所有している農地を、息子のAさんに譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えての生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Aさんが所有している市内の農地を、北嶋委員に確認をいただいております。

本日配付の写真資料、1ページから3ページをご覧ください。1ページ目、赤字で書いている部分が申請地になります。続いて、2ページ目と3ページ目がその他の所有地となっております。

農機具の保有状況としましては、トラクター2台、耕運機1台、噴霧器1台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農作業従事歴5年、父のBさんが30年、母のCさんが10年、祖母のDさんが58年となっております。労働力としましては譲受人であるAさんご自身は、令和4年度の8.1調査において、年間従事日数30日、父のBさんが330日、母のCさんが300日、祖母のDさんが250日となっており、世帯として910日従事しております。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件につきましては、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしております。

次に、これまで必要な要件となっていた下限面積についてですが、令和5年4月施行の改正農地法において面積要件が削除されたことから、これを要さないこととしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はありません。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうか、ご審議ください。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは2番、北嶋委員に現地確認をしていただきました。

それでは、北嶋委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○北嶋委員 議案第10号について、5月22日、現地確認をした結果、問題なく耕作されていたことをご報告いたします。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

---

#### ◎提出議案

##### 議案第11号 農地法第3条許可申請について

○石田議長 続きまして、議案第11号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 議案第11号 農地法第3条許可申請について。

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

ここで1つ訂正がございます。議案書4ページですが、本日配付した資料の中に地図が1枚ございます。今回その地図の申請地の一つに誤りがありまして、お配りした申請地は右側の小さい四角の部分、この部分の場所がずれていまして、より右側のこの大きな四角、こちらが正しいものになっておりますので、こちら差し替えでお願いいたします。大変失礼いたしました。

では、3ページに戻ります。

議案第11号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉三丁目\*番\*\*号、Eさん。譲渡人、和光市新倉三丁目\*番\*\*号、Fさん。

譲受人の経営状況は、畑が自作地7,326.88平方メートル、貸付地が1,996平方メートル。申

請地の土地表示は、新倉三丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*及び新倉八丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*。

登記簿地目につきましては、上から畑、田、畑、田、田、畑、田、田、田。現況地目については全て畑となっております。面積は上から順に218、92、1.6、105、40、54、12、997、999の合計2,518.6平方メートルとなっております。

譲受人及び譲渡人の目的としては、将来の農家相続を踏まえ、生前贈与することで双方の合意に達したためとなっております。

本案件は、市内農家のFさんの所有している農地を、孫のEさんに譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えて生前贈与するための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Eさんが所有されている市内の農地を北嶋委員にご確認をいただいております。

写真資料の4ページから7ページをご覧ください。こちら4ページと5ページ目、こちらが申請地で、6ページと7ページが所有地となっております。

農機具の保有状況としましては、トラクター1台、耕運機2台、噴霧器1台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Eさんご自身が農作業従事歴11年、祖父のFさんが74年、祖母のGさんが68年、父のHさんが35年、姉のIさんが11年、妻のJさんが3年となっております。

労働力としましては、譲受人であるEさん自身は、令和4年度の8.1調査において、年間従事日数300日、祖父のFさんが150日、祖母のGさんが30日、父のHさんが100日、姉のIさんが300日、妻のJさんが300日となっており、世帯として1,180日従事しています。

譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かどうかという常時従事要件については、世帯として年間150日以上となっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的な利用に支障はありません。

以上の点を踏まえて、農地法第3条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちら、2番、北嶋委員に現地確認をしていただきました。

それでは、北嶋委員、現地確認の報告をお願いいたします。

○北嶋委員 現地確認の結果、問題なく耕作されておりましたことをご報告いたします。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可ということにいたします。

---

#### ◎提出議案

##### 議案第12号 農地法第3条許可申請について

○石田議長 続きまして、議案第12号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第12号 農地法第3条許可申請。

議案書の5ページ、6ページ目をご覧ください。

議案第12号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Kさん、持分2分の1、Lさん、持分2分の1。譲渡人、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Mさん。譲受人の経営状況は、畑が自作地として7,087平方メートル、申請地の土地表示は新倉八丁目の\*\*\*\*番。登記簿地目は田、現況地目は畑、面積は1,278平方メートル。譲受人、譲渡人の目的は、将来の農家相続を踏まえ、生前贈与することで双方の合意に達したためとなっております。

本案件は、市内農家のMさんの所有している農地を、娘のKさん及び娘の夫のLさんに、それぞれ持分2分の1ずつとして譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかについては、Kさん、Lさんが所有されている市内の農地を山崎委員にご確認をいただいております。



写真資料の 8 ページから10ページの写真をご覧ください。 8 ページが申請地、 9 ページと10ページが所有地となっております。

農機具の保有状況としましてはトラクターが 2 台、耕運機 2 台、噴霧器を 1 台保有しております。

農業の技術面につきましては、Kさんが農作業従事歴11年、Lさんが 1 年、父のMさんが37年、母のNさんが37年、祖母のOさんが63年となっております。

労働力としましては、譲受人であるKさん及びLさんは、令和 4 年度の8.1調査において、年間従事日数がそれぞれ90日と300日、父のMさんが300日、母のNさんが60日、祖母のOさんが300日となっており、世帯として1,050日従事しています。

譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件につきましては、150日以上となっておりますので、要件は満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今回も生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はございません。

以上の点を踏まえて、農地法第 3 条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは 8 番、山崎委員に現地確認をしていただきました。

それでは、山崎委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○山崎委員 議案第12号につきまして、申請地の現地確認をいたしました。写真でもお分かりいただけるように、きれいに耕作されていたので問題ないかと思われます。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

---

## ◎提出議案

### 議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請について

○石田議長 続きまして、議案第13号 農地法第 5 条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第13号 農地法第 5 条許可申請について。

議案書の 7 ページ及び写真資料11ページから12ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第 5 条許可申請について。

譲受人、和光市広沢\*番\*号、和光市長、柴崎光子。譲渡人、板橋区徳丸五丁目\*\*番\*\*号、Pさん、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Qさん、和光市白子一丁目\*番\*号、Rさん。土地表示、新倉八丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*。登記簿地目につきましては、上から順に、田、田、畑、田、田、田、田。現況につきましては全て畑。面積は上から順に、160、199、88、107、96、115、1,187の合計1,952平方メートル。転用の目的は、貸駐車場となっております。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で、農地以外のものに転用するための申請です。

委員の皆様には、事前に申請地の確認をお願いしておりましたが、写真資料の11ページに申請地の写真を掲載しておりますのでご参考ください。

では、まず、申請の経緯についてご説明いたします。

譲受人である和光市は、新倉八丁目に介護老人保健福祉施設「福祉の里」を設置しており、近隣地を駐車場として使用していました。しかし、埼玉県が進める新河岸川河川整備事業及び朝霞和光資源循環組合が進めるごみ広域型処理施設整備事業の実施に伴い、駐車場用地を明け渡すこととなり、70台分程度の駐車場が使用できなくなることから、事業の継続が困難になる見込みとなりました。

このため近隣で代替地を探したところ、申請地となる農地の地権者 3 名から同意を得たことで申請に至りました。

なお、既存の駐車場につきましては、写真資料の12ページ、こちらをご確認ください。この写真の左側が福祉の里の南側の駐車場で、右の写真が福祉の里のすぐ裏の写真で、河川改修後のものとなっております。

続きまして、議案書 8 ページをご覧ください。また、本日配付の A 3 用紙、4 枚綴りの資

料です、こちらが平面図と断面図となっております。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地には駐車場を整備し、南側に出入口を設ける予定です。周囲については、コンクリートブロック基礎の上にフェンスを設置する状況となっております。

また、計画の資金調達につきましては、工事見積書の他に、通常、資金調達計画書、残高証明書が必要となりますが、今回は市の公共事業として実施されるため、和光市令和5年度予算書及び説明資料を添付することで、これをもって資金調達計画書、残高証明書の代わりとして妥当性を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、従前地の敷地面積は、写真資料12番の左側、新倉八丁目\*\*\*\*番\*及び\*のこちらの駐車場、こちらが1,058平方メートル、右側の福祉の里の裏の駐車場、河川改修工事前に使っていた面積が1,128平方メートルで、合計2,186平方メートルとなっております。これに対し、今回の申請地が1,952平方メートルとなっておりますので、計画面積が妥当かどうかについてもご判断をお願いします。

次に、周辺農地についてですが、北側に農地がありますが、地権者から同意書を頂いております。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの運用を確約しており、土砂流出等の影響は少ない見直しとなっております。

農地の区分についてですが、申請地は、良好な営農条件を備えている、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の中にあることから、第1種農地と判断ができます。第1種農地は原則として転用不許可になりますが、今回の申請は、社会福祉法による社会福祉事業に供する施設となり、農地法施行令第4条に規定する不許可の例外に当たる公共性が高いと認められる事業と判断できるため、転用が可能なものと考えられます。

なお、新倉八丁目の第1種農地は、現在面積が全体で17ヘクタールありますが、今後新しいごみ処理施設の整備及び新倉北インター東部地区区画整理事業の実施により、約3ヘクタールが転用されるため、今回の申請と合わせて減少することで、その後14ヘクタール程度になることが予想されます。

このため、第1種農地の要件である10ヘクタール以上であることについては保たれる見込みでございます。

説明は以上となります。

○石田議長　ありがとうございます。

それでは、これから参考人の方に入ってもらって、転用の経緯等について説明をしていただきますが、事前に委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 大丈夫ですかね。

それでは、事務局、お声がけのほう、よろしくお願いします。

(参考人入室)

○石田議長 それでは、ご紹介いたします。

申請者、和光市長、柴崎光子さんとPさん、Qさん、Rさんの代理人といたしまして、和光市保健福祉部長寿あんしん課、酒巻さんにお越しいただきました。酒巻さん、本日はお忙しいところご苦労さまです。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合、関係者の方にお越しいただき、農地転用に至った経緯、工事の概要、申請地の利用形態等について説明をしていただき、その後、委員の皆様からの質問があれば、それに答えていただく形になっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定によりまして、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。よろしくお願いします。

どうぞ座ってください。

○参考人(酒巻氏) では、着座にてご説明させていただきます。

○石田議長 それでは、農地転用に至った経緯について説明をお願いいたします。

○参考人(酒巻氏) かしこまりました。

和光市役所長寿あんしん課、長寿支援担当の酒巻と申します。よろしくお願いします。  
皆様のお手元にはA3の4枚綴りの資料、駐車場の設計図がありますのでご確認ください。  
改めまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、内容をご説明させていただきます。

まず、長寿あんしん課の事業目的ですが、和光市の新倉八丁目に「福祉の里」という施設があります。特別養護老人ホームでして、和光市内の要介護3以上の方が入居される施設で、こちらの駐車場を第一種農地内に整備する事業になります。

申請に至った経緯をご説明します。

当施設の北側には元々、40台が停まれる駐車場を整備しておりましたが、県の新河岸川河川改修事業によって用地を明け渡すことになり、駐車可能台数が5台にまで減少することとなりました。

また、当施設の道路を挟んだ南側にも37台分の駐車場を用意していましたが、朝霞和光資源循環組合による清掃センターの建替え事業に当該地が含まれることとなり、こちらは全ての駐車場が使用出来なくなることとなりました。

結果、本来77台分あった駐車スペースが5台分にまで大幅に減少してしまうこととなります。

当施設の立地上、また性格上、利用者の送迎や家族の面会、従業員の通勤用としても駐車場は必須であり、代替駐車場の整備がなければ事業が成り立たなくなってしまう恐れがあることから、用地確保の検討を開始した次第です。

場所の選定についてですが、現駐車場の近隣で70台程度駐車できる土地を条件としました。当施設は高齢者が入居する施設なため、利用者が駐車場から施設まで長距離を移動することは困難であり、駐車場は近隣である必要があります。こうした条件のもと、新倉八丁目の他、下新倉六丁目も含めて探しましたが、近距離且つ一団の土地というところが他に見つからず、今回の申請地の他にないとして申請させていただきました。

このような背景を地権者様にご説明させていただき、ご理解をいただいたうえで、交渉を進めてまいりました。

続いて、整備の内容になります。図面の左下の緑色の部分ですが、アスファルト舗装をして70台程度止まれるものとする想定です。出入口は南側です。

北側は農地になっていますので、土砂流出入の防除を考慮した設計にしております。

雨水排水に関しては宅内処理といたします。

また、西側の道路は砂利道になっていますが、通行の安全のためアスファルト舗装とすることを予定しています。

なお、道路の北側には現在黄色のポールが立っていますが、こちらは存置します。

断面図をご覧ください、C-C断面のちょうど左側の境界になっているところ、こちらには北側の農地との間に、5、60cmほどの段差をつける予定です。そうすることで、万一駐車場から雨水が流出した際も、畑にはいかないという設計となっています。

また反対に、畑から駐車場への土砂の流入に関しては、20cmほど畑の土のレベルより高くブロックを積みますので、駐車場への流入も防ぐ設計としています。

資料2をご覧ください。次に整備の費用についてご説明いたします。

駐車場整備工事と道路整備工事が約8,300万円としています。

また、用地買収費用を1億3,000万円としています。最終的な額は、括弧書きの1億

3,269万5,800円が実際の買収費用になります。引き算をすると269万5,800円不足している形になりますが、こちらへの金銭的な対処について、次に説明させていただきます。

表の下の用地買収費用の措置についてをご覧ください。

当初1億3,000万円が昨年の9月に、おおよその面積と買収費用を想定をしての予算要望額としていました。その後の土地の鑑定結果により、最終的に1億3,269万5,800円となりました。

差額分に関しては、道路と駐車場の整備工事が、当初想定していた内容から減少する箇所があり、減少した工事費用を買収費用に流用して、この額に充てるという形で対応をいたします。

今後の予定としましては、許可をいただけましたら9月頃に着工し、令和6年1月に竣工、駐車場移転という想定で動いているところでございます。

私からの説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から何か質問がある方は挙手をお願いいたします。

5番、井口委員。

○井口委員 井口といいます。

今回の申請地、第1種農地ですので、本来だったら転用すべき農地ではないと思うんですけども、ほかの土地の代替地というのはできなかったんですかね。それと、ここでなければならなかった理由をもう少し詳しくお願いします。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） 先ほども少し触れさせていただきましたが、もちろん第一種農地は守るべき農地であるという認識でございます。このため、まずは一種農地以外の土地を探しましたが、残念ながら当施設から近い距離で2,000㎡程度の土地の提供にご協力いただける地権者がみつからなかったということが理由となります。

もう一つ、この場所でなければならない理由としては、やはり高齢の利用者様やそのご家族にお越しいただく際、施設から距離が離れてしまうと利用が非常に困難になってしまうということ、また近年、介護人材が不足しているというところもあり、就業環境の良さというのも、継続して働いていただく要素となっております。駐車場からの距離というのはそういう部分にも影響しますので、全体としてこの場所に整備することが福祉の向上に資するものでもあると考えるため、この場所を強く必要としているところです。

○石田議長 井口委員、よろしいですか。

その他ご質問ある方。

6番、鳥井委員。

○鳥井委員 今回の申請地は、北側の農地以外にも周辺に広大な農地が広がっていきまして、今回70台分程度の駐車場ができるということで、周辺の道路の交通量も相当増えるんじゃないかと思うんですが、農業者への安全面などについてはどのようにお考えでしょうか。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） 申請地は農業地であるというところに配慮しまして、利用者や従業員には徐行をお願いする予定です。

なお、既存の駐車場が今、一種農地内にありますが、利用者の皆様には安全にご協力いただいております、周囲にご迷惑をお掛けしたという事例もありませんので、引き続き配慮ある走行をお願いしていきたいと考えております。

○石田議長 6番、鳥井委員。

○鳥井委員 では、くれぐれも事故が起きないように十分検討していただいて、計画していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○参考人（酒巻氏） ありがとうございます。

○石田議長 7番、藤田委員。

○藤田委員 図面のほうでは照明器具や水道等が見受けられないんですけれども、利用される方も高齢の方が増えてきているというお話でしたので、今後照明を設置したりということはありますでしょうか。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） 図面をご覧くださいと照明の設置箇所を記載しております。分かりづらくて申し訳ないのですが、駐車場の左上、身障者用駐車場のところに二重丸がありますが、これが照明のマークになっております。

棒線部分が照明の向きを表しており、光害とならないよう、できる限り農地から離しながら配慮した位置としております。

また、水道は引く想定はございません。

○藤田委員 ありがとうございます。

○石田議長 藤田委員、よろしいですか。

その他ご質問。

4 番、櫻井委員。

○櫻井委員 申請地の北側農地については20センチ高くなっていて影響はないということですが、その他の近隣農地への影響というのは何か考慮されていることはあるのでしょうか。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） 駐車場地内の雨水排水は宅内で処理をする設計としておりますので、近隣の農地に土砂や雨水が流出するということは無いと考えております。

あとは周辺道路を走行する車両による影響ですが、原則乗用車のみの利用という想定ですので、特段ご迷惑をかけることはないのではないかと考えおります。

○櫻井委員 もし今後、何らかの影響が出た場合は、きちんと対応していただくようお願いいたします。

○参考人（酒巻氏） ありがとうございます。

○石田議長 その他ご質問のある方は。

5 番、井口委員。

○井口委員 平面図の右上に水路をまたいでいるような通路があるようですが、これは何でしょうか。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） こちらは新しい清掃センターへの連絡通路と聞いております。駐車場から福祉の里へ最短距離で移動するための橋を掛けるということになります。

○石田議長 5 番、井口委員。

○井口委員 これは清掃センターの中を通過して施設に向かうような形になるということですか。

○参考人（酒巻氏） 直接清掃センター内に入ることではなく、手前に通行用の市道ができるということです。

○井口委員 分かりました。

○石田議長 その他ご質問ある方。

私から1つ、記念碑の北側にちょうど四角い部分がありますが、そこはへこみになっているように見えるんですが、ここは何になっているのでしょうか。

○参考人（酒巻氏） こちらは簡易調整池になります。ご覧いただいた3枚目の資料のC-C断面の部分になりますが、先ほど雨水排水を宅内処理すると申し上げました。基本的には自然浸透になりますが、想定以上の大雨が降ったときには、こちらに雨水をためて外に流出させないようにするという機能を持つへこみです。



○石田議長 ここに関しては、車の転落を防ぐような措置が何かあるのでしょうか。

○参考人（酒巻氏） 平面図をご覧いただければと思いますが、調整池を囲むように転落防止の柵を設ける想定でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

その他、皆様から何かございますか。

5番、井口委員。

○井口委員 調整池の底は舗装になるんですか。

○石田議長 酒巻さん。

○参考人（酒巻氏） 現在はまだはっきり決まっておりません。底面を土にするか、浸透しやすくするものを設置するか、さまざまな方式があります。

こちらは今後の詳細設計で業者と詰めてまいりまして、より効果的な設計とする予定です。

○石田議長 その他ございますでしょうか。

よろしいですかね。

（発言する者なし）

○石田議長 では、他に質問がないようですので、酒巻さん、本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

○参考人（酒巻氏） ありがとうございました。

（参考人退室）

○石田議長 ただいま参考人の方から説明をしていただきましたが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○石田議長 では、採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当といたします。

---

## ◎提出議案

### 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

○石田議長 続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第14号 利用権設定、議案書の10ページから15ページをご確認ください。

では、11ページを読み上げます。

農用地利用集積計画書、受付番号5－3、作成年月日4月30日。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、Sさん、和光市下新倉四丁目\*\*番\*\*号。利用権の設定を行う者、Tさん、和光市新倉三丁目\*番\*\*号。利用権を設定する土地、下新倉六丁目\*\*\*、下新倉六丁目\*\*\*。現況地目はいずれも畑、面積は上から489、485平方メートル。設定する利用権の期間については、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとなっております。

本案件は、利用権設定の更新のための手続となり、貸主のTさんと借主のSさんの間で、1年間の設定で合意に至ったことから申請に至りました。

13ページをご覧ください。

権利設定を受けるSさんは現在44歳で、年間農業従事日数は300日、妻が40歳で50日で、労働力は2人合計で350日です。所有の農機具等の状況から、要件を全て満たしているかご審議ください。

農地の利用状況は山崎委員に現地の確認をお願いいたしました。写真資料の14ページと15ページです。こちらもご確認ください。

なお、写真資料ですが、13につきましては写真資料7ページと同じ写真となっておりますが、今回、Tさんのうちを利用権設定するということなので、同じ土地なので同じ写真という形となっております。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、山崎委員に現地確認に行ってくださいましたので、ご報告のほう、よろしくお願いいたします。

○山崎委員 議案第14号につきましてですが、先日確認しまして、適正に耕作されていると思いますので問題ないかと思われます。

○石田議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 それでは、採決に移ります。

この計画につきまして、決定ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この計画は決定いたします。

---

#### ◎協議事項

##### ①令和5年和光市農業委員会6月総会の日程について

○石田議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会6月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項①令和5年和光市農業委員会6月総会の日程についてですが、6月23日金曜日午前10時を提案させていただきます。場所は3階庁議室です。

なお、7月総会につきましては、新たな農業委員会体制にて7月25日の開催を予定しております。場所は3階庁議室です。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○石田議長 ありがとうございます。

6月の総会の日程ですが、6月23日の金曜日午前10時ということで、現時点で都合の悪い方は。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

では最後の総会となりますが、6月23日木曜日10時から庁議室ということでお願いします。

また、7月は新しいメンバーとなりますが、7月25日で開催するというので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎協議事項

##### ②その他

○石田議長 続きまして、協議事項②その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項②その他についてはございません。

○石田議長 では、協議事項は以上といたします。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決について

○石田議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が1件と5条が12件となっております。

議案書の16ページから35ページ及び写真資料の16ページから28ページ、こちらを併せてご確認ください。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま写真を確認していただいておりますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですね。

なければ、会長専決は以上といたします。

---

#### ②農業委員の活動報告について

○石田議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

5月分の活動の共通事項につきましては、本日5月25日の農業委員会5月総会と記入をしてください。その他、個別に農地パトロールや現地確認をしていただいた方、またそれ以外に会議等に出席された方はその旨ご記入をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

今月の活動内容を用紙に記入していただいて、事務局まで提出をお願いいたします。

皆様から特にご報告されたい内容がある方は挙手をお願いいたします。

10番、新坂委員。

○新坂委員 5月23日、おとといですけれども、今年度、第1回目の市民まつりの会議に出席

してきました。

会議の中で決定したこととしましては、祭りの開催日が11月12日、日曜日の1日のみとなりました。その理由としましては、昨年1日開催にしてみても、割とコンパクトにまとまっていて好評だったということ。また、昨今の資材高騰等もありまして、祭りの経費が大変かさんできているということも挙げられます。

最後に、それ以外の祭りのレイアウト等に関しましては、コロナ以前の形を踏襲するということに決まりました。

私からの報告は以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

その他、ご報告ある委員さん、いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

---

### ③その他

○石田議長 続きまして、諸報告③その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告③その他ですが、2点報告がございます。

報告1点目は農家だよりでございます。

本日配付資料の3番、A3の紙をご覧ください。

内容について簡単にご説明いたします。

まず、最初の記事は、先ほど新坂委員にご説明いただいた市民まつりについてです。今回1日のみの開催となることで、共進会の開催方法にも影響がしてくるということで、そのお知らせとなっております。

また、その他、梅雨の時期が近づきまして土砂流出が多くなる時期ですので、リュウノヒゲ、タマリユウの配布、また水路への転落への注意喚起の記事、また、最近農地を貸してほしいといって土砂を捨てて逃げてしまう業者がいるということで、環境課のほうから注意喚起記事の掲載依頼を頂いております。

また、生産緑地あっせんの記事、最後は今週の日曜日、28日わこらぼまつりというものが開催される予定で、そちらで庭先販売組合が軽トラ市を実施する予定ですので、こちらは予定の記事となっております。イベント実施後、写真を挿入いたします。

主な内容については以上になります。何か内容についてご意見等ございましたら、後ほどご連絡をお願いします。

報告2点目になります。2点目は6月の各委員の会議等の予定になります。

6月より前になりますが、明日5月26日金曜日に、北足立農業委員会連絡協議会通常総会が開催されます。こちらには石田会長と平川事務局長に出席をいただきます。

また、6月2日金曜日には、あさかの農協和光支店のグランドオープンセレモニーが開催されます。こちらは農業委員会への招待は来ておりませんが、農協理事である山崎委員が出席される予定です。

なお、6月3日土曜日にはオープニングイベントが開催され、こちらはどなたでも参加いただけるということです。

その他の報告については以上でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですかね。

9番、田中委員。

○田中委員 6月の農業委員総会をもって我々の仕事は終わりですね。ただ、その後まだ任期が若干残っているわけですね。

農業委員のバッジや配付されたものはいつ返せばいいのかなと。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） 現在の皆様の任期は7月19日までとなっておりますので、その日まではお持ちいただければと思います。

20日以降は任期が切れますので、それ以降回収が必要なものは回収、それ以外のものはご自身で保管していただくか、処分していただくという形になります。回収するものに関しましては、20日以降に市役所にいらっしゃるときがあればお持ちいただいても大丈夫ですし、それ以外であればこちらから回収に伺うこともできますので、おっしゃっていただければと思います。

○石田議長 その他、よろしいですか。

（発言する者なし）

○石田議長 それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○石田議長 本日もスムーズな議事運営に協力していただきまして、ありがとうございました。

これで、令和５年和光市農業委員会５月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前１１時１０分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員